

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 2月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 6号

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 3号様式中

「

氏 名	年 齢	加入者との続柄	職業又は勤務先	収 入 (月額)	市民税の有無	
					均等割	所得割
		本 人		円		

を

」

「

氏名	個人番号	年齢	加入者との続柄	職業又は勤務先	収入 (月額)	市民税の有無	
						均等割	所得割
			本人		円		
					円		
					円		
					円		
					円		

に改め

」

る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市心身障害者扶養共済事業条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。